# 命 令 書(写)

名古屋市中村区

申 立 人 X組合

執行委員長 A1

愛知県日進市

被申立人 Y1会社

代表取締役 B1

愛知県日進市

被申立人 Y2会社

代表取締役 B2

名古屋市港区

被申立人 Y3会社

代表取締役 B1

上記当事者間の愛労委平成31年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和2年9月11日第1621回、同月14日第1622回及び同月28日第1623回公益委員会議において、会長公益委員佐脇敦子、公益委員森美穂、同井上純、同酒井一、同杉島由美子、同説田一成、同渡部美由紀出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、被申立人 Y 1 会社(以下「Y 1 会社」という。)及び被申立人 Y 3 会社(以下「Y 3 会社」という。)の代表取締役並びに被申立人 Y 2 会社(以下「Y 2 会社」という。)の監査役である B 1 (以下「B 1 社長」という。)の申立人 X (以下「組合」という。)の組合員らに対する発言が 労働組合法(以下「労組法」という。)第 7 条第 3 号に該当する不当労働 行為であるとして、平成31年 2 月 7 日に当初申立てがされ、その後、同年 4 月 20 日に開催された団体交渉(以下「本件団交」という。)において、 Y 3 会社の取締役である B 3 (以下「B 3 取締役」という。)が虚偽を述べたことが同条第 2 号に該当する不当労働行為であるとして、令和元年 5 月 7 日に追加申立てがされた事件である。

なお、請求する救済内容は、支配介入の禁止、組合の組合員のバラセメント車乗務を議題とする団体交渉における誠実な協議及び誓約文の掲示である。

#### 2 本件の争点

(1) 平成30年9月19日、B1社長は、組合の組合員でありY2会社の従業員であるA2(以下「A2組合員」という。)に対して「リストに載ることになる」と発言したか。当該発言は、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するか。

- (2) 平成30年12月26日、B1社長は、組合の組合員でありY1会社の従業員であるA3(以下「A3組合員」という。)に対して「毎月2,400円の組合費を支払うのは大変だろう」と発言したか。当該発言は、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するか。
- (3) B3取締役は、本件団交において、A2組合員のY3会社所有のバラセメント車への乗務に関する議題について虚偽を述べたか。当該行為は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するか。

## 第2 認定した事実

#### 1 当事者

- (1)組合は、平成20年1月21日に結成された、地域で働く労働者で組織される個人加盟のいわゆる合同労組であり、本件結審時の組合員数は120名である。このうちY1会社で就労する者はA3組合員を含め4名、Y2会社で就労する者はA2組合員を含め2名であり、Y3会社で就労する者はいない。また、組合は、その上部団体であるA4支部(以下「A4支部」という。)における「名古屋ブロック」と称する地方組織でもある。組合の組合員は、組合に加入するとともに、A4支部にも加入している。
- (2) Y1会社は、運輸業を営む株式会社であり、令和2年6月10日における従業員数は19名である。
- (3) Y 2 会社は、運輸業を営む特例有限会社であり、令和 2 年 6 月10日に おける従業員数は 9 名である。
- (4) Y3会社は、運輸業を営む株式会社であり、令和2年6月10日における従業員数は206名である。
- (5)(2)から(4)までの3社のうちY3会社だけがバラセメント車、 ダンプ等を所有しており、Y1会社及びY2会社はミキサー車のみを所 有している。

2 A 4 支部の組合員らの逮捕

平成30年9月18日、A4支部の副執行委員長を含む組合員16名が威力業務妨害の容疑により逮捕された。(甲5、16、第1回審問調書p16~17)

- 3 平成30年9月19日のB1社長とA2組合員との会話等
- (1) 平成30年9月19日の昼頃、B1社長は、控室の反対側にいた複数の 従業員がスマートフォンを観ながらA4支部の組合員の逮捕について 話しているのを聞いた。

その後、B1社長がY1会社及びY2会社の事務所の休憩室に一人でいたところ、A2組合員が休憩のために入ってきた。

休憩室に入ったA2組合員はB1社長に気付いて挨拶し、二人はテーブルに着席して雑談をした。前日のA4支部の組合員の逮捕についての話題となった際、B1社長はA2組合員に対し、「リスト」に載る可能性について言及する発言をした(以下、B1社長の当該発言を「本件発言①」という。)が、当該「リスト」が具体的にどのようなものかについては述べなかった。また、A2組合員もB1社長に対し、その場において当該「リスト」が具体的にどのようなものなのかについて確認せず、本件発言①に対して抗議もしなかった。

その後も二人は雑談を続けたが、申立外C1会社の従業員が休憩室に入ってきたため会話を終えた。二人が会話をしたのは5分から10分程度であった。(甲15の1、Z10、15の1、第1回審問調書p36~45、p73~74、p84~91)

- (2)後日、A2組合員は本件発言①について組合の執行委員長であるA 1(以下「A1執行委員長」という。)に対して伝えたものの、B1社 長に抗議するよう依頼することはなかった。(第1回審問調書p45~47)
- (3)組合は、Y1会社及びY2会社に対し、平成30年9月21日付けの書面をもって、B1社長の本件発言①が組合への支配介入であるとして

抗議した。(甲2)

- 4 平成30年12月26日のB1社長とA3組合員との立ち話等
- (1) 平成27年4月頃、B 1 社長は、かつて一緒に働き旧知の間柄であったA 3 組合員の義父から、A 3 組合員を従業員として雇ってほしい旨頼まれたため、A 3 組合員をY 1 会社の乗務員として採用した。(甲15の2、第1回審問調書p65~67、p75)
- (2) 平成30年12月26日当時、A3組合員の小遣いは月1万円であった。 A3組合員は小遣いについて少ないと感じていたことから、Y1会社に対し、ミキサー車のタンク内を清掃した場合に支給される手当(以下「はつり手当」という。)の半額を振り込みではなく現金で支給してほしい旨要求したが断られたことがあった。(乙15の1、第1回審問調書p52、p61~64)
- (3) A 3 組合員は数年前に事故を起こし、Y 1 会社から10万円を弁償するよう言われたが、一度には支払えなかったため5万円ずつに分けて支払った。当該支払いの後、A 3 組合員はY 1 会社に対して支払った額の半分でもいいから返してほしい旨述べたことがあった。(甲15の2、第1回審問調書p53、 $p64\sim65$ 、p71)
- (4) 平成30年12月26日、B1社長は、Y1会社及びY2会社の事務所の外に設置されている自動販売機付近で偶然出会いA3組合員と立ち話をしたなかで、A3組合員がはつり手当を現金で支給してほしい旨要求し、さらに小遣いが少なく組合費の支払いが大変である旨述べたのに応じて「大変だなあ」と述べた(以下、B1社長の当該発言を「本件発言②」という。)。会話は数分間程度であり、その場にはA3組合員とB1社長のほかには誰もいなかった。(乙15の1、第1回審問調書p57~59、p61、p74、p92~93)
- (5) A3組合員は、平成30年12月26日のA3組合員とB1社長との立ち

話について組合の組合員から聞いたA1執行委員長から当該立ち話の 内容を確認された際、2,400円の組合費を支払うのは大変だという内容 の発言がB1社長からあった旨伝えた。(第1回審問調書p23~25)

- (6)組合は、Y1会社、Y2会社及びY3会社に対し、平成30年12月27日付けの書面をもって、B1社長からA3組合員に対して「毎月2400円の組合費を支払うのは大変だろう」と組合脱退の働きかけがあったとして抗議し、文書による謝罪と「懲罰的損害賠償」の支払いを要求した。(甲3)
- 5 本件団交開催までの経緯
- (1) 平成31年3月25日、Y3会社は、バラセメント車の乗務員であるC 2(以下「C2」という。)が同年4月末に退職する予定であったこと から、バラセメント車、ダンプ等の乗務員に係る求人広告を出した。

Y3会社は、同年3月26日に応募してきたC3 (以下「C3」という。)をバラセメント車の乗務員として、同年4月1日に応募してきたC4 (以下「C4」という。)をバラセメントトレーラー車の乗務員として採用したが、同月9日、C4はY3会社を退職した。

また、Y3会社は、同年3月末から4月初め頃までにC5(以下「C5」という。)及びC6をダンプの乗務員として採用したが、C5は採用の二日後に退職した。

従前からのY3会社のバラセメント車の乗務員であるC7 (以下「C7」という。)は、同年4月20日時点で病気療養のため休職していた。

C 2 は同月27日に退職した。(甲7、第1回審問調書p100~101、p107~108、p119~121、審査の全趣旨)

(2)組合は、Y1会社及びY2会社に対し、平成31年3月29日付けの書面をもって、「A2組合員を、現在、Y3会社が求人しているバラセメント車に応援にて乗務させるようにして下さい。次回団交でも協議し

て下さい。」と通知した。(甲8)

(3) 平成31年4月5日、A1執行委員長は、Y2会社の代表取締役並びにY1会社及びY3会社の取締役であり、当該3社全ての人事に係る業務を担当するB2(以下「B2取締役」という。)に電話し、バラセメント車の乗務員の求人について尋ねた。

同日、組合は、Y1会社及びY2会社に対し、「本日貴社よりバラセメント車の乗務員が募集以来3名面接への応募があり、充足したとの報告がありましたが、疑義があります。貴社はこれまでバラ車はもう増えないので、A2組合員に乗ってもらうことがないと説明してきましたが、整合性がありません。時間の経緯を明らかにして次回4月20日の団交で説明・協議して下さい。」と要求した。(甲9、第1回審問調書p101、p107、p117~118)

(4) 平成31年4月20日午後2時頃、大阪府高槻市内でY3会社の車両が 関係した事故が発生した。

団体交渉の責任者であるB2取締役は、同日の夕方に予定されていた本件団交に出席する予定であったが、当該事故の処理に向かうことになったことから、当初出席する予定ではなかったB3取締役に対し、本件団交に出席してバラセメント車に係る議題について対応するよう依頼した。

また、B 2 取締役がA 1 執行委員長に対し、本件団交を欠席する旨、バラセメント車に係る議題についてはB 3 取締役が対応する旨等を伝えたところ、A 1 執行委員長は異議を述べることなく了承した。(乙13、14の1、14の2、15の2、第1回審問調書 $p28\sim29$ 、 $p99\sim100$ 、 $p114\sim116$ )

(5) B 3 取締役は、Y 3 会社でバラセメント車及びダンプに係る業務を 担当しており、それらの稼働状況及び車両運用について把握していた。 また、Y1会社、Y2会社、Y3会社等の衛生管理を担当していたが、 それ以外の人事に係る業務は担当していなかった。(第1回審問調書 p116、 $p132\sim133$ )

- 6 本件団交でのやり取り
- (1)組合とY1会社及びY2会社は、A2組合員のバラセメント車への 応援乗務等を議題として本件団交を開催した。

組合からはA1執行委員長、A2組合員ほか1名が出席し、Y1会社及びY2会社からはB2取締役から依頼を受けたB3取締役、Y1会社及びY2会社の所長であるB4ほか1名が出席した。(甲9、13、第1回審問調書p27~29、p114、p147)

(2) バラセメント車の乗務員の求人について、次のとおりのやり取りが あった。(乙1)

「組合:バラはどうなってんす

B3取締役:バラはですね、一応今募集で現状ある車は全部埋まった

状態

組合:何人来たんですか

B3取締役:えっとね、今

組合 : 3人?

B3取締役:1人来て2人・・・そうですね3人もう決まってますね

組合:いつから募集してたんですか

B3取締役: えっと、これは7日やったかな?ちょっと詳細はあれで すけど先月くらいからの募集でダダダっっと入ってきてま す」

(3) バラセメント車の乗務員の退職状況について、次のとおりのやり取りがあった。(乙1)

「組合:どうゆう、急に出た?3人いっぺんに辞めた?

B3取締役:えっと、辞めたのと、ちょっと入院、がんの治療で入院 している人もいるもんですから

組合:いや、その時期

B3取締役:時期は、えっとね、ちょっとまだ辞め、あっ先月ですね

組合:いやいや3人いっぺんに足りなくなったのか、普通だと

まあなんかの都合あっていっぺんに辞めたのか

一人はずっと足りなくなって、2人足りなくなって、3 人足りなくなったのか

B 3 取締役: だから、ようは 2 人はバンバンと辞めちゃって、で 1 人 はもう治療で今やってるもんで

組合:いや、1人辞めたのはいつ?

B 3 取締役: 先月いっぱいだったと思います。もう 4 月の頭にはいないから

組合:がんになった人は?

B3取締役:まだ治療中で、今治療中で」

「組合: い、いや、3人目は?

B3取締役: え?3人目、、、あ、辞めたのが?いつ辞めたか?

組合: 2人辞めたの?3人目はいつ辞めたの

B3取締役:3人目は、いつ辞めた、だから3人目が先月いっぱいで」

(4)上記(2)及び(3)のやり取りの後、組合は、バラセメント車の台数を増やさないとする従来からの説明と今回のバラセメント車の乗務員の募集が矛盾するとして、バラセメント車の運用について質問し、A2組合員をバラセメント車に応援で乗務させるべきであった旨述べた。

B3取締役は、バラセメント車の運用方針であるとして、古い車を廃車にして切り替える際には予備車を充てており増車はしていない旨、予

備車も置かない旨及び今回の求人はバラセメント車の欠員を補充するものであってアルバイトのようなものではなく専属の乗務員を必要としている旨説明した上で、A2組合員をバラセメント車に応援で乗務させることについて「そうなると、会社またいでY3会社のほうにあの、来てもらわなあかんくなっちゃう」「もう生コンのほう乗れなくなっちゃいます毎日」と述べ、さらに、休職している乗務員の代わりにA2組合員をバラセメント車に乗務させられないかという組合の要求に対し、当該乗務員がいつ業務に復帰するか分からず応じることが難しい旨回答したところ、A2組合員が、バラセメント車へ応援で乗務することは求めない旨述べ、当該議題についてのやり取りは終了した。(乙1)

7 組合とY1会社及びY2会社との労使関係

平成30年3月23日、組合はY1会社、Y2会社、Y3会社等を被申立人として当委員会に不当労働行為救済申立てを行ったが、同年5月11日、組合とY1会社及びY2会社は賃金等に係る合意書を締結し、同日、組合は当該申立てを取り下げた。

これ以降、組合とY1会社及びY2会社との間で激しく争うことはなく、A2組合員及びA3組合員とB1社長との関係もおおむね良好であり、労使関係は安定していた。また、A2組合員はY2会社の他の従業員と、A3組合員はY1会社の他の従業員と、それぞれ円満な関係を築いていた。

(甲1、第1回審問調書p13、p47~48、p68~69、当委員会に顕著な事実)

#### 第3 判断及び法律上の根拠

- 1 Y3会社の使用者性について(争点(1)から(3)まで)
- (1)本件の各争点について、組合は、Y1会社、Y2会社及びY3会社はY4グループとして一体であることから、いずれも使用者である旨主張し、Y3会社は、Y3会社に組合の組合員は在籍していないことから使用者ではない旨主張する。

- (2) 労組法第7条の使用者とは、労働契約上の雇用主のほか、雇用主以外の事業主であっても、労働者を自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について雇用主と少なくとも部分的に同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある者をいう。
- (3) A 2 組合員はY 2 会社と、A 3 組合員はY 1 会社と、それぞれ雇用 契約を結んでおり、Y 3 会社には組合の組合員はいない。
- (4) Y1会社、Y2会社及びY3会社はいわゆるグループ会社であり、 B1社長及びB2取締役がY1会社、Y2会社及びY3会社の役員を 兼務しているが、株式保有等を通じてY3会社がY1会社及びY2会 社の組合の組合員の労働条件等に現実的かつ具体的に支配力を有して いるとの疎明はない。
- (5) したがって、争点(1) から(3) までにおいてY3会社は使用者ではなく、Y3会社を被申立人とした組合の申立てには理由がない。
- 2 争点(1)について
- (1)組合の主張要旨

平成30年9月19日、B1社長はA2組合員に対して「リストに載ることになる」と発言した。

当該発言は、同月18日のA4支部の組合員の逮捕を知ったB1社長が、組合に加入していると警察の「リスト」に載るという趣旨の発言をしてA2組合員の不安をあおり、暗に組合脱退を唆したものであり、労組法第7条第3号の支配介入に該当する。

(2) Y1会社、Y2会社及びY3会社(以下「Y1会社等」という。)の 主張要旨

平成30年9月19日、B1社長が、休憩室にあるテレビが付いていたので消そうと入った際、A2組合員が入ってきて会話が始まった。そ

の中で、A2組合員が「A4はヤクザだ、ユーチューブを見れば分かる」と叫んだことから、B1社長はA2組合員を心配して「リストに載っちゃうんじゃないの」と言っただけであり、労組法第7条第3号の不当労働行為には該当しない。

## (3) 判断

ア B1社長は、Y2会社の監査役であるが、Y2会社の従業員に対して業務に関する指示をすることがある旨証言している(第1回審問調書p77)ことからすると、労使関係においては使用者側というべきである。また、Y1会社の代表取締役でもある。

したがって、B1社長の発言は、Y2会社及びY1会社の発言といえる。

- イ 組合員に対する使用者の威嚇的発言により組合からの脱退を促し、 組合の組織、運営に影響を及ぼすような場合には支配介入になると いうべきであるが、使用者の発言が不当労働行為に該当するかどう かは、発言の趣旨・内容のみならず、発言者の意図、受け手である 組合員への影響、発言のあった時期、場所、機会等の諸般の事情を 総合的に判断し、当該発言が組合員に対して威嚇的効果を与え、組 合の組織、運営に影響を及ぼすような場合には支配介入になるとい うべきである。
- ウ 第2の2で認定したとおり、平成30年9月18日、A4支部の副執行委員長を含む組合員16名が威力業務妨害の容疑により逮捕されたことが認められ、また、第2の1(1)及び3(1)で認定したとおり、A4支部の組合員らの逮捕の翌日、B1社長がA4支部の組合員でもあるA2組合員に対して本件発言①をしたことが認められることからすると、本件発言①というのは、自身の所属する労働組合の幹部を含む相当数の組合員の逮捕の翌日に聞いたA2組合員に

とって、本件発言①に係る「リスト」がいかなるものであるかは判然としなかったとしても、一般には警察が保有するものでA2組合員自身の逮捕につながるものではないかとの思いに至らしめ、これを恐れたA2組合員が組合からの脱退を考える契機になりえたものといえる。

エ 第2の3(1)で認定したとおり、B1社長が休憩室にいたところ、休憩のためにやって来たA2組合員がB1社長に気付いて話しかけたことから雑談が始まり、その中でA4支部の組合員の逮捕が話題となった際に本件発言①がなされたことが認められ、A2組合員は、B1社長が本件発言①をしたことについて「僕のことも心配してくれているんじゃないかということも正直言って思いました。」「正直なことを言いますと、僕のほうのこともいろいろと考えてくれておるのかなと。リストというのは勝手に自分が変なイメージで思っていたもんですから。」と証言している(第1回審問調書p44~p45)。

第2の7で認定したとおり、当時、組合とY2会社との間の労使関係は安定しており、また、A2組合員とB1社長との関係もおおむね良好であったことが認められる。

そうすると、本件発言①は、A2組合員とB1社長がたまたま出会って雑談する中でなされたものであり、脅し付けたような様子もうかがえず、労使関係がおおむね円満であった中でなされたものであることから、B1社長が、A2組合員の不安をあおり組合脱退を促す意図をもって発言したものとはいえない。

オ 第2の3(1)及び(2)で認定したとおり、本件発言①があった時、A2組合員はB1社長に対し、何の「リスト」なのかについて確認せず、本件発言①をしたことについて何らの抗議もしなかっ

た上、後日、本件発言①についてA 1 執行委員長に伝えた際にもB 1 社長へ抗議するよう依頼しなかったことが認められることからすると、A 2 組合員は本件発言①中の「リスト」について何か漠然とよくない「リスト」だと考えたので心配になった旨証言している(第1回審問調書p45)ものの本件発言①を問題視していたとまでは認められず、本件発言①はA 2 組合員に対して格別の影響を与えなかったと評価するのが相当である。

- カ 以上を総合的に判断すると、本件発言①が、不用意な発言であったことは否めないものの、A 2 組合員に対して威嚇的効果を与え、組合からの脱退を促す発言であったとはいえない。
- キ したがって、Y 2 会社及びY 1 会社の発言としてのB 1 社長による本件発言①は労組法第7条第3号の不当労働行為に該当しない。

#### 3 争点(2)について

## (1)組合の主張要旨

平成30年12月26日、B 1 社長はA 3 組合員に対して「毎月2,400円の組合費を支払うのは大変だろう」と発言した。

当該発言は、労働者の様々な出費のうち労働組合の組合費だけを殊更取り上げている点からして、使用者の組合脱退を誘導するために行った発言であることは明らかであり、労組法第7条第3号の支配介入に該当する。

## (2) Y1会社等の主張要旨

平成30年12月26日、B 1 社長が事務所の 2 階に上がろうとした際、A 3 組合員が寄って来て、「はつり手当を現金でくれないか」と言ってきたため「所得税法違反になるのでダメだよ」と言ったところ、A 3 組合員が「お小遣いが 1 万円しかないのでその中から組合費 2,400円払うのが大変なのです」と言ったので「大変だなー」と言っただけであり、

労組法第7条第3号の不当労働行為に該当しない。

#### (3) 判断

- ア B1社長の発言がY1会社及びY2会社の発言であることは、上記第3の2(3)アのとおりであり、当該発言が不当労働行為に該当するかどうかについては、上記第3の2(3)イに記載した諸般の事情に基づいて総合的に判断すべきである。
- イ 第2の4(4)で認定したとおり、平成30年12月26日、Y1会社及びY2会社の事務所の外に設置されている自動販売機付近でB1社長とA3組合員とが偶然出会い、数分間立ち話をしたなかで、小遣いが少なく組合費の支払いが大変である旨のA3組合員の発言に応じ、B1社長が本件発言②をしたことが認められる。

本件発言②について、組合は、B 1 社長がA 3 組合員に対して、自ら組合費の月額を示したうえで当該組合費の支払いが大変である旨発言をしたと主張し、A 3 組合員も、B 1 社長がたまたま出会ったA 3 組合員に対してなんの前置きもなく突然「組合費2,400円だろう」「それを支払うのは大変じゃないか」と発言した旨証言している(第1回審問調書 $p59\sim p60$ )が、B 1 社長が組合の組合費について特に関心を持っていたことをうかがわせる事情もないことからすれば、出合頭にそのような発言をすることは不自然であり、採用できない。

- ウ 第2の4(1)で認定したとおり、B1社長が旧知の間柄であるA3組合員の義父からの依頼によりA3組合員のY1会社への入社を決めたことが認められることからすると、B1社長はA3組合員に対し、少なくとも悪感情を持ってはいなかったと推認される。
- エ 第2の4(2)及び(3)で認定したとおり、A3組合員がY1会 ... 社に対して以前から小遣いが少ないためはつり手当の半額を現金で支 給してほしい旨要求していたことに加え、A3組合員が業務上起こし

た事故の弁償金の半額の負担をY1会社に要求していたことが認められることからすると、A3組合員が日頃から小遣いに窮した状況にあり、B1社長もこれを認識していたものといえる。

- オ 第2の7で認定したとおり、本件発言②に係るやり取りがあった当時、組合とY1会社との間の労使関係は安定しており、A3組合員とB1社長との関係もおおむね良好であることが認められることからすれば、B1社長がA3組合員に対して組合からの脱退を促す動機も見当たらない。
- カ 本件発言②を受けたA3組合員がB1社長に対して抗議したとの疎明はなく、また、第2の4(5)で認定したとおり、A3組合員はA1執行委員長に本件発言②について自発的に報告した形跡もないことが認められることからすると、A3組合員が本件発言②を重大視していなかったことがうかがわれる。
- キ 以上を総合的に判断すると、本件発言②は、A3組合員が小遣いに 関して窮状を述べたことに対するものにすぎず、世間話の域を出るも のではないというべきであり、また、その他の事情を考慮しても、組 合からの脱退を促す意図があったものとはいえない。
- ク したがって、Y 2 会社及びY 1 会社の発言としてのB 1 社長による 本件発言②は不当労働行為に該当しない。

#### 4 争点(3)について

#### (1)組合の主張要旨

本件団交において、B3取締役はA2組合員のバラセメント車への乗 務に関する議題について虚偽を述べた。

B3取締役は、A2組合員がバラセメント車に応援として乗ること及びバラセメント車の運用に関する考え方について組合と協議することを回避するために「そもそも空きがない」と虚偽を述べたのであり、

当該発言は、B3取締役がB2取締役の代わりに急きょ本件団交に出席したために起きた混乱によるものではなく、労組法第7条第2号の不誠実交渉として不当労働行為に該当する。

### (2) Y1会社等の主張要旨

本件団交には、B2取締役が本来は出席し説明する予定であったが、 大阪での車両重大事故により本件団交に出席できない状況となったため、バラセメント車の稼働状況と車両運用を説明できるY3会社のB3取締役がやむを得ず代理出席したものである。

B3取締役の発言は、急に代理出席が決まったことから十分な準備ができていなかったためであり、B3取締役の認識に基づいた発言であって虚偽を述べたものではない。

### (3) 判断

- ア 第2の5(4)及び6(1)で認定したとおり、本件団交が開催され、本件団交当日に発生した事故により、急きょ、本来、Y1会社及びY2会社の責任者として出席を予定していたB2取締役に代わりB3取締役が出席したこと並びにB3取締役がB2取締役に代わる一時的な説明者として本件団交に臨んだことをA1執行委員長も了知していたことが認められる。
- イ 本件団交におけるバラセメント車の乗務員の採用・退職等に係るB 3取締役の発言等
  - (ア)第2の6(2)及び(3)で認定したとおり、本件団交において、 B3取締役が、①バラセメント車の乗務員が求人により充足した 旨、②平成31年4月7日時点で3名の乗務員が決まっていた旨及 び③従前からのバラセメント車の乗務員1名が病気療養のため休 職中である旨述べたことが認められる。
    - 一方、第2の5(1)で認定したとおり、Y3会社が、平成31年

4月末に退職予定のバラセメント車の乗務員を補充するために同年3月25日からバラセメント車の乗務員の求人を開始したこと、同月26日に応募してきたC3をバラセメント車の乗務員として、同年4月1日に応募してきたC4をバラセメントトレーラー車の乗務員として採用したこと、C4が同月9日に退職したこと及び従前からのバラセメント車の乗務員であるC7が病気療養により休職中であったことが認められる。

そうすると、上記①から③までのB3取締役の発言は、実際のバラセメント車の乗務員の採用等の状況とを対比すると、①バラセメント車の乗務員が求人により充足した旨の発言については、当該求人により採用したC3が本件団交時点においてバラセメント車の乗務員として在籍していたことから、②平成31年4月7日時点で3名の乗務員が決まっていた旨の発言については、バラセメント車及びバラセメントトレーラー車の乗務員としてC3、C7及びC4の3名が在籍していたことから、③従前からのバラセメント車の乗務員1名が休職中である旨の発言については、C7が病気療養のため休職中であったことから、いずれもバラセメント車の乗務員の採用等に係る客観的な事実に即したものであったといえ、虚偽を述べたとはいえない。

(イ)第2の6(3)で認定したとおり、本件団交において、「どうゆう、急に出た?3人いっぺんに辞めた?」と質問した組合に対してB3取締役が「だから、ようは2人はバンバンと辞めちゃって、で1人はもう治療で今やってるもんで」と述べたのに続き、組合が「1人辞めたのはいつ?」と質問し、B3取締役が「先月いっぱいだったと思います。もう4月の頭にはいないから」と答えたこと及び組合が「3人目は?」「2人辞めたの?3人目はいつ辞め

たの」と質問し、B3取締役が「3人目は、いつ辞めた、だから 3人目が先月いっぱいで」と答えたことが認められる。

一方、第2の5 (1)で認定したとおり、バラセメントトレーラー車の乗務員として採用されたC4が平成31年4月9日に、退職予定であったバラセメント車の乗務員であるC2が同月27日に、及びダンプの乗務員として採用されたC5が同月初めに、それぞれ退職したことが認められる。

そうすると、これらのB3取締役の発言は、従前からのバラセメント車の乗務員2名が平成31年3月末までに退職した旨を述べたと受け取ることもできるところ、実際のバラセメント車の乗務員の退職の状況と対比すると、退職者が、同年4月9日に退職したC4と、同月27日に退職したC2であったことから、正確性を欠いたものであるようにもみえる。

しかしながら、当該発言は、当時、バラセメント車等の乗務員の採用・退職の状況が目まぐるしく変化していた中で、本件団交におけるバラセメント車の乗務員の採用・退職等に係るやり取りにおいて、組合が、本件団交に急きよ出席することとなったB3取締役に対し、整理し回答する間も与えず、退職者の状況をたたみかけるように追及したため、双方の議論がかみ合わないまま混乱し整理されなかった結果としてなされたものであるといえることから、B3取締役が虚偽を述べたとまではいえない。

- (ウ) そうすると、本件団交においてB3取締役は、A2組合員のY3 会社所有のバラセメント車への乗務に関する議題について虚偽を 述べたとはいえない。
- ウ したがって、本件団交におけるY1会社及びY2会社の対応は不誠 実であったとまではいえず、労組法第7条第2号の不当労働行為に該

当しない。

よって、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

令和2年9月28日

愛知県労働委員会 会長 佐脇 敦子 印